

# 第1回中宮浄水場更新基本構想・基本設計 プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会

日時：平成26年10月23日(木) 14時～  
場所：枚方市上下水道局 庁舎 3階 応接室

## 議 事 次 第

1. 開 会
2. 開会あいさつ
3. 審議案件
  - 【議案第1号】 審査会の会長及び副会長の選出について
  - 【議案第2号】 審査会の公開・非公開について
  - 【議案第3号】 プロポーザル実施要領（案）等について
4. 今後の審査会のスケジュールについて
5. 閉会あいさつ
6. 閉 会

### <会議資料>

#### 次 第

##### 議案第1号

中宮浄水場更新基本構想・基本設計プロポーザル方式による  
委託業務事業者選定審査会条例

…資料1-1

審査会委員名簿

…資料1-2

##### 議案第2号

枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程

…資料2-1

枚方市情報公開条例（抜粋）

…資料2-2

##### 議案第3号

プロポーザル実施要領（案）

…資料3-1

評価基準表（案）

…資料3-2

業務仕様書（案）

…資料3-3

今後の審査会のスケジュール（案）

…資料4

### <参考資料>

諮問書（写し）

…参考資料1

枚方水道物語（パンフレット）等

…参考資料2

## 枚方市条例第 36 号

## 枚方市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会条例

## (設置)

第1条 高度な技術又は専門的な知識を必要とする業務（以下「業務」という。）を委託するに当たり、プロポーザル方式（複数の事業者から業務に係る企画、技術等に関する提案を求め、その内容及び業務を遂行する能力が最も優れた事業者を業務の委託の相手方として選定する方式をいう。）による事業者の選定を行う場合において、当該事業者の選定を適正に行うため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の附属機関として、プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

## (担当事務)

第2条 審査会は、管理者の諮問に応じ、事業者の選定に関する審査を行う。

## (組織)

第3条 審査会は、事業者の選定に係る業務ごとに、委員7人以内の合議体を構成して、その担当事務の処理に当たるものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道事業又は下水道事業に関する専門的知識を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、審査会の担当事務に関し管理者が適当と認める者

## (委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱期間は、委員の属する合議体（前条第1項の合議体をいう。以下同じ。）において処理する諮問に係る答申の日までとする。

## (会長及び副会長)

第5条 合議体に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、合議体の委員の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。
- 3 会長は、合議体の会務を総理し、合議体を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

## (会議)

第6条 合議体の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、管理者）が招集し、会長がその議長となる。

- 2 合議体の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 合議体の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (会議の公開)

第7条 合議体の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報が含まれる事項に関する審査を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 合議体の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（関係者に対する協力要請）

第8条 審査会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 [平成26年9月12日公布]

この条例は、公布の日から施行する。

## 中宮浄水場更新基本構想・基本設計プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会名簿 (平成 26 年 10 月 23 日現在) 五十音順

氏 名	分 野	役 職 等	任 期
てらしま かつひこ 寺嶋 勝彦	水道事業	大阪市水道局 技術監 水質試験所長 (兼務)	(新任)
なかむろ かつひこ 中室 克彦	公衆衛生工学	摂南大学 理工学部 生命科学科 教授	(新任)
ほり まさし 堀 真佐司	水道事業	大阪広域水道企業団 事業管理部 副理事	(新任)
みやうち きよし 宮内 潔	水道事業	公益社団法人 日本水道協会 大阪支所 支所長	(新任)
むらかみ としひで 村上 俊英	経営	村上俊英税理士事務所 税理士	(新任)

※◎は会長を○は副会長を示す。

## ○枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程

平成20年11月20日

訓令第22号

## (目的)

第1条 この訓令は、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会等（審議会及び庁内委員会をいう。以下同じ。）の審議過程及び審議内容を明らかにするとともに、審議会等の公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審議会 次に掲げるものをいう。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関

ロ 枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）第4条に規定する専門委員（地方自治法第174条に規定する専門委員をいう。）による協議会

ハ イ及びロに掲げるもののほか、その設置の根拠にかかわらず、市の重要な施策・方針の決定及び意思決定に当たり、その内容を審議し、及び意見を求めることを目的として設置される会議体

(2) 庁内委員会 次に掲げるものをいう。

イ 枚方市庁内委員会規程（平成20年枚方市訓令第10号）に規定する庁内委員会

ロ イに掲げるもののほか、法令等（法令、条例又は規則をいう。以下同じ。）又は訓令その他の内部手続に基づき、本市の意思決定を行うに当たり設置される本市職員で構成する会議体

## (会議の公開等)

第3条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(1) 法令等の規定により非公開とされる場合

(2) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条の規定による非公開情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

(3) 公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され会議の目的

が達成されないと認められる場合

2 庁内委員会の会議は、非公開とする。

(会議の公開等の決定)

第4条 審議会の会議の公開又は非公開の決定は、当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会は、その会議について非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5条 審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、審議会は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を定めることができる。

3 審議会は、当該会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定めるとともに、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

4 審議会は、当該会議に際して当該会議の次第、提出資料等を傍聴者の閲覧に供するよう努めなければならない。

(会議開催の周知)

第6条 審議会の所管部署（会議体の庶務を担当する部署をいう。以下同じ。）は、その審議会の会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を所定の掲示板及び市ホームページに掲載することにより、事前に市民に周知しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 案件名
- (5) 会議の公開、非公開の別及び非公開理由
- (6) 傍聴者の定員及び傍聴の手続
- (7) 所管部署の名称

2 審議会の所管部署は、公開する会議にあつては、前項に掲げる手段に加え、当該会議の開催について、市広報紙への掲載等により事前の周知に努めるものとする。

(会議録の作成)

第7条 審議会等の所管部署は、当該会議が公開又は非公開であるかにかかわらず、当該会

議の終了後速やかに、その会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の氏名
- (5) 案件名
- (6) 提出された資料の名称
- (7) 審議内容
- (8) 決定事項
- (9) 会議の公開、非公開の別及び非公開理由
- (10) 会議録の公表、非公表の別及び非公表理由
- (11) 傍聴者の数
- (12) 所管部署の名称

3 前項第7号の会議録の審議内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により記載しなければならない。

- (1) 審議会 審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録すること。
  - (2) 庁内委員会 審議の概要をまとめ、審議の過程を明確にして記録すること。
- (会議録の公表)

第8条 審議会等の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会等の会議に係る会議録（公表することを決定したものに限る。）を一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 所管部署での閲覧
- (2) 行政資料コーナーへの配架
- (3) 市ホームページへの掲載

2 前項第1号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議に提出した資料を添付しなければならない。

3 第4条の規定により、審議会の会議の非公開を決定した場合における当該会議録の公表方法については、当該審議会が決定するものとする。

4 第1項第2号及び第3号の規定による閲覧は、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

(法令等に定めがある場合の取扱い)

第9条 審議会の会議の公開並びに審議会等の会議録の作成及び公表について、法令等に特別の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、審議会の会議の公開並びに審議会等の会議録の作成及び公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(枚方市庁内委員会規程の一部改正)

2 枚方市庁内委員会規程（平成20年枚方市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略



## ○枚方市情報公開条例（抜粋）

## 第 1 章 総則

## 第 1 条～第 5 条 省略

（公開しないことができる情報）

第 6 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧することができるとされている情報
  - ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
  - ハ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
  - ニ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要があると認められる情報
- (2) 法令等の規定により、公開することができない旨が明示されているもの
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体又はこれらに準ずる団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 人の生命、身体又は健康を害し、又は害するおそれのある事業活動に関する情報
  - ロ 人の財産又は生活に影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報
- (4) 市が国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）と協力して行う事務事業又は国等から依頼、協議等を受けて行う事務事業に関して作成し、

又は取得した情報であつて、公開することにより、市と国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの

(5) 公開しないとの約束の下に、個人又は法人等から任意に提供された情報であつて、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの

(6) 市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究その他の意思形成過程に関する情報であつて、公開することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことに著しい支障が生じると認められるもの

(7) 市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの

(8) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産又は生活の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの

(平19条例22・一部改正)

第7条～第21条 省略

# 中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託

## プロポーザル実施要領

( 案 )

平成 26 年 12 月

枚方市上下水道局

# 目 次

## プロポーザル実施要領

### I. プロポーザル募集要項

第1章	プロポーザル募集要項	2
第1節	目的	2
第2節	業務遂行区域	2
第3節	委託業務範囲	2
第4節	委託期間	2
第5節	提案見積限度額	2
第6節	事務局	3
第7節	プロポーザルの実施スケジュールと手続き	3
第8節	参加資格要件	13
第9節	辞退	14
第10節	契約の締結	14
第11節	情報の公開について	14

### II. プロポーザル業者選定基準

第2章	プロポーザル業者選定基準	16
第1節	審査の概要	16
第2節	選定基準	16

## I. プロポーザル募集要項

## 第1章 プロポーザル募集要項

### 第1節 目的

この要項は、中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（以下「本業務」という。）において、その具体的施策を多面的に検討するため、処理方法の選定や基本設計等に関連する業務を行い得る能力を有する民間事業者の中から、本業務に対する意欲、資質及び技術能力等が優れた者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

### 第2節 業務遂行区域

本業務の業務遂行区域は、磯島取水場から中宮第1、第2浄水場、中間施設、高度浄水施設及び排水処理施設までを業務範囲とする。

### 第3節 委託業務範囲

本業務の委託業務範囲は、次の各号に掲げるとおりとし、詳細な内容は別途公表する「業務仕様書」に定めるものとする。

- (1) 基本構想策定業務
- (2) 整備手法検討業務
- (3) 浄水処理実証実験業務
- (4) 基本設計業務
- (5) 測量・地質調査業務
- (6) 耐震劣化診断業務
- (7) その他(1)から(6)に付帯する業務

### 第4節 委託期間

委託期間は、契約締結日から平成30年9月28日（金）までとする。

ただし、基本構想策定業務及び浄水処理実証実験業務は、平成28年3月31日までに業務を完了し、当該業務に係る成果物を提出すること。

### 第5節 提案見積限度額

本委託業務に係る提案見積限度額の総額は、160,000,000円（税込み）とする。ただし、この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。本業務に係る提案見積額は、この提案見積限度額を超えてはならないものとする。

## 第6節 事務局

枚方市上下水道局 水道部 浄水課  
〒573-1030 枚方市中宮北町 20 - 3 (中宮浄水場内)  
TEL : 072 - 848 - 5515 (直通)

## 第7節 プロポーザルの実施スケジュールと手続き

### 1. スケジュール等

プロポーザルの実施スケジュールは原則として【表1】のとおりとする。ただし、変更する場合は参加申込者にこれを通知する。

【表1】 <プロポーザルの実施スケジュール (予定) >

内容	日程	配布・受付等
実施要領等の配布	平成26年12月18日(木) ～平成27年1月14日(水)	総合契約検査室 ホームページ
第1次審査提出書類 (参加表明書等) の受付	平成26年12月18日(木) ～平成27年1月14日(水)	総合契約検査室 へ郵送
第1次審査に関する質問書の受付	平成26年12月18日(木) ～平成26年12月26日(金)	総合契約検査室 (Eメール)
第1次審査に関する質問書に対する回答の公表	平成27年1月9日(金)	総合契約検査室 ホームページ
第1次審査 (技術提案書提出者の選定) 結果通知	平成27年1月23日(金)	総合契約検査室 から郵送
第2次審査提出書類 (技術提案書等) の受付	平成27年1月23日(金) ～平成27年3月9日(月)	総合契約検査室 へ郵送
第2次審査に関する質問書の受付	平成27年1月23日(金) ～平成27年1月30日(金)	総合契約検査室 (Eメール)
第2次審査に関する質問書に対する回答の公表	平成27年2月13日(金)	総合契約検査室 ホームページ
ヒアリングの実施	平成27年3月20日(金)	—
第2次審査 (最優秀提案者の選定) 結果通知	平成27年3月27日(金)	事務局から郵送
評価結果の公表	平成27年3月27日(金)	事務局ホームページ

<各書類の配布・受付等に関する問い合わせ>

枚方市役所 財務部 総合契約検査室  
〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1-20  
TEL : 072 - 841 - 1221 (代表)

【電子入札システム】 <http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/keiyaku/>

【E-mail アドレス】 [keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp](mailto:keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp)

## 2. 実施要領等の配布

### ①配布方法

平成 26 年 12 月 18 日（木）から平成 27 年 1 月 14 日（水）までに、上記「総合契約検査室ホームページ」よりダウンロードにて入手すること。

### ②配布資料一式

配布資料は以下のとおりである。

ア プロポーザル実施要領（本資料）

イ 様式集

ウ 業務仕様書

## 3. 第 1 次審査に関する質問書の受付について

### ①受付期間

平成 26 年 12 月 18 日（木）から平成 26 年 12 月 26 日（金）

※受付時間は、平日（月曜日から金曜日。土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

### ②受付方法

質疑は E メールのみとする。企業名及び担当者名を必ず明記すること。（質疑書の様式は、総合契約検査室ホームページ（入札・契約情報→様式ダウンロード）内の「質疑回答書」を使用すること。）質疑事項を記載の上、E メールに添付して送信すること。

【E-mail アドレス】 keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp

### ③注意事項

上記①の受付期間は、第 1 次審査に関する質問についてのみの受付期間である。第 2 次審査に関する質問については、別途機会を設けるため、第 2 次審査に関する質問を行わないこと。

## 4. 第 1 次審査に関する質問書に対する回答及び公表について

### ①公表日（予定）

平成 27 年 1 月 9 日（金）午後 1 時

### ②公表方法

総合契約検査室ホームページ（入札・契約情報→質疑回答公表）に掲載する。



## 5. 第1次審査提出書類（参加表明書等）の受付について

### ①第1次審査提出書類の受付

#### ア 受付期間

平成26年12月18日（木）から平成27年1月14日（水）

※受付時間は、平日（月曜日から金曜日。土曜日、日曜日、祝日及び平成26年12月29日（月）から平成27年1月2日（金）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

#### イ 受付方法

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で受付期間内に枚方郵便局（枚方北局・枚方東局は不可）に必着するように郵送すること。なお、第1次審査の選定結果通知を受領するまで差出控えを保管すること。

<郵送宛先>

〒573-0027 枚方郵便局留 枚方市役所財務部 総合契約検査室 行

「中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託 第1次審査書類」総合契約検査室

#### ウ 提出内容

【表2】に示す提出書類及び電子データを提出すること。

なお、提出書類は、A4縦長左綴じでA4サイズのファイルに綴じて正・副各1部提出すること。

【表2】<第1次審査提出書類一覧>

名称	様式	サイズ
参加表明書	様式1	A4
参加資格確認書	様式2	A4
企業概要確認書	様式3	A4
管理技術者の経験・実績確認書	様式4	A4
主任技術者（土木）の経験・実績確認書	様式5	A4
主任技術者（建築）の経験・実績確認書	様式6	A4
主任技術者（電気）の経験・実績確認書	様式7	A4
主任技術者（機械）の経験・実績確認書	様式8	A4
資本関係又は人的関係に関する申告書	様式9	A4
第1次審査提出書類チェックリスト	様式10	A4
企業概要の確認書類（※1）	—	任意
設計業務実績の確認書類（※2）	—	任意
雇用関係を証明する書類（※3）	—	任意
資格を証明する書類（※4）	—	任意
業務遂行体制（※5）	—	任意

（※1）企業概要の確認書類については、企業概要関係書類、所在地、資本金、事業内容、社歴等が

確認できるものを提出すること。(パンフレットの使用も可とする。)また、財務諸表及び直近2か年の各会計年度における決算関係書類(貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書)も併せて提出すること。

- (※2) 設計業務実績の確認書類については、発注者の証明書の写し、契約書の写し(実績が確認できる部分の仕様書及び図面を含む)、PUBDIS 又は TECRIS 業務カルテの写し、技術者実務経歴書のいずれかを提出すること。また、提出する書面に実績が確認できる箇所に目印(マーカ一等)を付けること。
- (※3) 雇用関係を証明する書類については、健康保険被保険者証の写し、住民税特別徴収税額(変更)通知書の写し、雇用保険者証の写しのいずれかを提出すること。
- (※4) 技術者の資格を証明する書類については、免許証の写しを提出すること。
- (※5) 業務遂行体制については、本業務を遂行する上で必要となる人員数、役割、業務分野間の連絡調整方法等が確認できるものを作成すること。様式は任意とする。

#### エ 電子データ

PDF化したデータを記録したCD-ROMを1部提出すること。(データは300dpi以上で作成したPDFデータとする。)

### ②配置予定技術者について

#### ア 技術者の配置

- a) 管理技術者及び土木、建築、電気、機械の業務分野に掲げる主任技術者を配置すること。
- b) 管理技術者は、各主任技術者を兼務していないこと。
- c) 主任技術者は、他の業務分野の主任技術者を兼務していないこと。
- d) 管理技術者は、発注者(以下、「市」という。)との定例的な打合わせに毎回出席できること。
- e) 主任技術者は、管理技術者の下で各業務分野を総括するものであり、市との定例的な打合わせに毎回出席できること。

#### イ 技術者の雇用関係

- a) 管理技術者が応募事業者に所属していること。
- b) 各業務分野の主任技術者が応募事業者に所属していること。

#### ウ 技術者の変更禁止

本業務における管理技術者、各主任技術者は、第1次審査の提出書類に記載された者は原則として変更できない。ただし、やむを得ないと市が認める場合であって、同等以上の能力を有している技術者であると確認できた場合はこの限りでない。

### ③参加に係る制限事項について

- ア 第1次審査の提出書類は、1者につき1件しか提出できない。
- イ 設計共同体による参加は認めない。
- ウ 参加にあたっては、協力事業者を加えることは可とするが、当該協力事業者は自ら参加者となることはできない。

④参加資格を満たさない場合の取り扱い

第1次審査提出書類（参加表明書等）に基づき参加資格の確認を行った結果、参加資格を有しないと判断された応募者については、当該提案者の提出したその他の資料等については審査を行わない。

⑤第1次審査の評価の視点について

【表3】の視点に基づき評価を行う。

【表3】＜第1次審査評価項目及び評価の視点＞

評価項目		評価の視点		
企業の内容に関する事項	企業の概要及び財務状況	企業の規模、財政状況を総合的に判断し、委託期間にわたって安定して業務を行い得る経営基盤があるか。		
	受託実績	本業務と同様の受託実績をどの程度有しているか。	過去15年以内の処理量45,000 m <sup>3</sup> /日以上を有する浄水場の更新における、基本構想の策定、基本設計、実施設計業務等の実績	
			官民連携手法導入可能性調査、アドバイザー業務、その他関連業務の実績	
業務遂行体制	責任をもって業務を遂行できる能力と立場にある人員の配置ができるのか。	主任技術者	土木	業務遂行体制が適切に提案されているか。
			建築	
電気				
機械				

6. 第1次審査（技術提案書提出者の選定）結果通知について

①技術提案書提出者の選定結果通知

技術提案書提出者に選定された者（5者程度）に対して第2次審査提出書類（技術提案書等）の提出要請及びヒアリングの場所・時間を記載した「選定通知書」を平成27年1月23日（金）に送付する。また、選定されなかった者に対しては、その理由を付して「非選定通知書」を送付する。

②非選定理由の説明

「非選定通知書」を受けた者は、市に対して平成27年1月30日（金）までに書面を郵送にて提出し（事務局宛）、理由の説明を求めることができる。

市は説明を求められたときは、平成27年2月10日（火）までに説明を求めた者に書面による回答を郵送にて発送する。

## 7. 第2次審査に関する質問書の受付について

### ①受付期間

平成27年1月23日（金）から平成27年1月30日（金）

※受付時間は、平日（月曜日から金曜日。土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

### ②受付方法

質疑はEメールのみとする。企業名及び担当者名を必ず明記すること。（質疑書の様式は、総合契約検査室ホームページ（入札・契約情報→様式ダウンロード）内の「質疑回答書」を使用すること。）質疑事項を記載の上、Eメールに添付して送信すること。

【E-mail アドレス】 keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp

## 8. 第2次審査に関する質問書に対する回答及び公表について

### ①公表日（予定）

平成27年2月13日（金）午後1時

### ②公表方法

総合契約検査室ホームページ（入札・契約情報→質疑回答公表）に掲載する。

## 9. 第2次審査提出書類（技術提案書等）の受付について

### ①第2次審査提出書類の受付

#### ア 受付期間

平成27年1月23日（金）から平成27年3月9日（月）

※受付時間は、平日（月曜日から金曜日。土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

#### イ 受付方法

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で受付期間内に枚方郵便局（枚方北局・枚方東局は不可）に必着するように郵送すること。なお、第2次審査の選定結果通知を受領するまで差出控えを保管すること。

<郵送宛先>

〒573-0027 枚方郵便局留 枚方市役所財務部 総合契約検査室 行

「中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託 第2次審査書類」総合契約検査室

#### ウ 提出内容

【表4】に示す提出書類及び電子データを提出すること。

なお、提出書類は、A4縦長左綴じでA4サイズのファイルに綴じて正本1部、副本6部（価格提案書は除く）を提出すること。正本の表紙には代表者印を押印し、副本にはその写しを添付すること。

【表 4】＜第 2 次審査提出書類一覧＞

名称	様式	サイズ
表紙	様式 1 1	A 4
技術提案書	様式 1 2	A 4 (※)
価格提案書	様式 1 3	A 4 (1 部)
技術提案書チェックリスト	様式 1 4	A 4

(※) 技術提案書の文章を補完するためのイメージ図等を作成する場合は、A 4 サイズに限らず A 3 サイズとしても良い。ただし、その場合は A 3 横長横書きを原則とし、A 4 サイズのファイルに折り込んで綴ることができるように作成すること。

エ 電子データ

PDF 化したデータを記録した CD-ROM を 1 部提出すること。(データは 300dpi 以上で作成した PDF データとする。)

オ 価格提案書

「中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務 価格提案書」と朱書きした封筒に封入し、印鑑(参加表明書で使用するもの)で割印すること。また、封筒裏面には、差出元である応募者の住所、商号又は名称を記入すること。なお、封筒は郵送中の破損等に十分に耐え得る丈夫なもの又は外封筒、中封筒の二重封筒とするなど厳重に封をし、上記第 2 次審査提出書類に同封すること。

②技術提案書作成要領

ア 記載内容全般について

- a) 募集要項で提案及び提示を求めている全ての事項に関して記述すること。
- b) 基本的な考え方を簡潔に記述し、文章を補完するための最小限のイメージ図、イラスト、写真等は使用してもよいが、設計内容が具体的に表現されたものとはしないこと。
- c) 造語及び略語については、初出の個所に定義を記述すること。
- d) 技術提案書の作成に用いる言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とすること。
- e) 数字はアラビア字体を使用すること。
- f) 応募者の企業名を伏せて選定を行うため、技術提案書の記述に際して、企業名、ロゴ、住所、氏名等応募者が特定されるような表現は用いないこと。
- g) 各様式に記載されている注釈は、削除して構わない。

イ 書式について

- a) 使用する用紙サイズは上記の規定に従うこと。
- b) 技術提案書の記述方法は、A 4 縦長横書きを原則とする。
- c) 印刷形式は、A 4 は両面、A 3 を用いる場合は片面とする。
- d) 技術提案書は、表紙、目次を除き A 4 用紙 30 枚までに記載すること。また、文章を補完するためのイメージ図等は評価の視点ごとに A 3 用紙 1 枚までとする。
- e) 文字の大きさは 10.5pt 以上とすること。
- f) 様式集を参考に、Microsoft Word 形式(イラスト等の作成ソフトは自由)で作成すること。

g) 複数枚となる場合は、様式の右肩にページ番号を振ること。(例：1/3、2/3、3/3)

※イメージ図等を使用する場合は、その用紙にもページ番号を振ること。

③第2次審査の評価の視点について

【表5】の視点に基づき評価を行う。

【表5】＜第2次審査評価項目及び評価の視点＞

評価項目		評価の視点
業務委託内容に関する事項	基本構想策定業務	本業務で検討する各施設の運営条件、処理能力、健全性等、事前に把握しておくべき前提条件について、その内容が正しく把握されているか。
		施設規模、浄水処理方法、施設計画、事業工程、概算事業費等について、どのような方法と作業によりこれらを検討していくのか。
		その他、当該業務の検討において優れた提案があるか。
	整備手法検討業務	本業務で検討する各施設の施設整備及び運転管理業務の全容について正しく把握されているか。
		官民連携の手法を導入する場合について、これをどのような方針と作業により行うのか。また、どのような評価項目によってそれぞれの官民連携手法の比較評価をする方針か。
		その他、整備手法の検討において、優れた提案があるか。
	浄水処理実証実験業務	実証実験をどのような方針と作業により行うのか。どのような水準の実験を実施するのか。
		実験結果をどのように活用することで浄水処理方式を決定するのか。その手順が明確になっているか。
		その他、当該業務の検討において優れた提案があるか。
	基本設計業務	施設の基本設計について、これをどのような方針と作業により行うのか。
		運転維持管理手法の検討について、これをどのような方針と作業により行うのか。
		施設の配置計画について、これをどのような方針と作業により行うのか。水理面の検討、施工方法の検討と連携しているか。
その他、基本設計の実施において優れた提案があるか。		

④最優秀提案者の選定基準

総合評価点（100点満点）の最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。審査基準の詳細は、第

2章「プロポーザル業者選定基準」による。

## 10. 第2次審査（技術提案書提出者の選定）結果通知について

### ①□ 選定結果通知書の送付

最優秀提案者に対しては「選定結果通知書」を平成27年3月27日（金）に送付する。最優秀提案者に選定されなかった者にはその理由を付して「非選定通知書」を送付する。

### ②非選定理由の説明

「非選定通知書」を受けた者は、市に対して平成27年4月3日（金）までに書面を郵送にて提出し（事務局宛）、理由の説明を求めることができる。

市は説明を求められたときは、平成27年4月14日（火）までに説明を求めた者に書面による回答を郵送にて発送する。

## 11. 審査結果の公表について

最優秀提案者の選定後に事務局のホームページにおいて審査結果を公表する。

## 12. 審査について

プロポーザルの審査は、第2章「プロポーザル業者選定基準」に基づいて2段階審査方式で実施する。

### ①選定審査会

第1次審査（技術提案書提出者の選定）及び第2次審査（最優秀提案者の選定）は、【表6】に示すとおり、学識経験者等で構成する中宮浄水場更新基本構想・基本設計プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会（以下、「選定審査会」という。）が審査を行う。

【表6】＜選定審査会委員＞

(50音順)

氏名	所属・役職等
寺嶋 勝彦	大阪市水道局 技術監
中室 克彦	摂南大学理工学部 教授
堀 真佐司	大阪広域水道企業団 副理事
宮内 潔	日本水道協会大阪支所 支所長
村上 俊英	税理士

## ②失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ア 提出書類が募集要項の提出方法に適合しない場合。
- イ 提出書類が募集要項及び様式に示された条件に適合しない場合。
- ウ 虚偽の内容が記載されている場合。
- エ 選定審査会委員または事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合。
- オ ヒアリングに遅れた場合。
- カ 第三者の著作権を侵害する提案をした場合。
- キ その他、本実施要領等に違反する等、選定審査会が不適格と認めた場合。

## ③第2次審査におけるヒアリングの実施

### ア 開催時期

平成 27 年 3 月下旬を予定している。場所と日程については、第 2 次審査提出書類（技術提案書等）の提出要請時に送付する選定通知書に記載する。なお、透明性を確保する観点から、ヒアリングは一般公開で開催する予定である。

### イ 所要時間

技術提案書に基づき、説明 20 分間、質疑応答 20 分間程度とする。

### ウ 出席者

管理技術者及び各主任技術者のうち 3 名以内（機械操作者は除く）とし、管理技術者は必ず出席すること。

### エ 説明資料

技術提案書以外の資料は使用不可とする。ただし、技術提案書の文章を補完するイメージ図等のパネル化及びプロジェクターの使用は可とする。

## ④審査基準

本プロポーザルにおける審査基準については、第 2 章「プロポーザル業者選定基準」による。

## 13. 提出書類の作成及び提出費用

技術提案書等の作成に要した費用及び旅費その他この提案の参加に関して要した費用は、参加者の負担とする。

## 14. 本事業の変更及び中止について

- ア 市は、本プロポーザルへの応募者が 1 者のみの場合、第 1 次審査の通過者及び第 1 次審査通過後の辞退より第 2 次審査が 1 者のみとなった場合、本プロポーザルを中止する。
- イ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本事業の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して局は一切の責任を負わないものとする。



## 15. その他

- ア 提出書類の提出後における内容の変更は認めない。
- イ 取組体制に記載された責任者（管理技術者及び各主任技術者）は、市が特別の理由があると認めた場合を除いて、変更することはできないものとする。
- ウ 全ての提出書類は返却しない。
- エ 提出された技術提案書等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属するものとする。なお、提出物の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作権に関する責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。
- オ 市は、本提案に関し、公表、展示等局が必要と認める場合には、技術提案書等を提案者の承諾を得ずに無償で使用、複製の作成、及び公開できるものとする。この場合、提案者名を明示する。

## 第8節 参加資格要件

本業務に参加しようとする者は、次に掲げるすべての要件に該当する者でなければならない。

- ア 単体で参加表明書を提出すること。
- イ 本市において、「その他委託」の「各種調査研究」又は「建設コンサルタント」で登録している者であること。
- ウ 過去15年以内に、処理量45,000 m<sup>3</sup>/日以上の水場の整備計画の策定、基本設計、実施設計のいずれかのコンサルティング業務の元請実績を有すること。
- エ 過去15年以内に、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）のノウハウを取り入れたコンサルティング業務の元請実績を有すること。
- オ 配置予定管理技術者は、直接雇用する総合技術監理部門技術士（上水道及び工業用水道）又は技術士（上下水道部門、選択項目が「上水道及び工業用水道」の者に限る。）を配置すること。
- カ 配置予定管理技術者は、業務全般の技術的監理を行える者であること。
- キ 第1次審査提出書類の受付終了日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止措置を受けていないこと。
- ク 第1次審査提出書類の受付終了日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- ケ 枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書及び役員等に関する調書を本市に提出していること。
- コ 入札締切日において、営業停止中でないこと。
- サ 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者等経営状況が著しく不健全でないこと。
- シ 選定審査会の委員が属する企業等又はその企業等と、資本金又は人事面において関連がある者でないこと。
- セ 第1次審査提出書類の受付終了日から最優秀提案者の選定結果を通知するまでに、参加資格要件の内、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消す。

## 第9節 辞退

第1次審査書類(参加表明書等)の提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式15)を事務局に提出すること。

第1次審査通過者については、技術提案書の提出並びにヒアリングを辞退する場合は、平成27年2月17日(水)までに辞退届(様式15)を事務局に提出すること。

## 第10節 契約の締結

### ①審査終了後の取扱い

第2次審査により選定された最優秀提案者を相手方として市は契約交渉を行う。

### ②契約に係る交渉及び見積書の提出

市は、最優秀提案者の本業務に関する技術提案に関し、その評価内容を担保するために、提案内容を業務仕様書(案)に記載・修正し、仕様書を定めた上で見積徴収を行うものとする。ただし、最優秀提案者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者に対し同様の交渉を行い、見積徴収を行うものとする。

### ③見積金額と内訳書の提出

見積金額は、価格提案の範囲内とする。なお見積に際しては、内訳書も併せて提出すること。

## 第11節 情報の公開について

本プロポーザルの応募に関する全ての提出書類については、枚方市情報公開条例の規定において、公開しないことができる情報を除きすべて公開するものとする。

## Ⅱ. プロポーザル業者選定基準

## 第2章 プロポーザル業者選定基準

この基準は、本業務の受託者を決定するにあたって、最優秀提案者（選定候補者）を選定するための方法、手順、審査基準等を示したものであり、募集要項、様式集、業務仕様書と一体のものとして扱うものとする。

### 第1節 審査の概要

#### 1. 審査の方法

本業務を実施する事業者の選定方法は、プロポーザル方式とし、応募者から提出された技術提案書等の内容を基に、選定審査会により審査を行う。

審査は、「第1次審査」と「第2次審査」から構成され、いずれも審査内容を採点基準により得点化する。

#### 2. 第1次審査

第1次審査提出書類（参加表明書等）の内容を基に、参加資格の確認を行うとともに、事業者としての経営基盤の安定性及び設計実績、配置予定技術者の能力及び設計実績、本業務の遂行体制について審査し採点（40点満点）を行う。第1次審査においては、参加資格を有すると認められる応募者の中から、上位5者程度を上限として通過者を選定する。

#### 3. 第2次審査

第2次審査は、第1次審査通過者を対象として、第1次審査の評価に加え、技術提案書、ヒアリングの内容を基に、本業務の要求する趣旨をどの程度理解し、提案されているかについて審査・採点（100点満点）を行い、最も評価点の高い者を最優秀提案者として決定し、以下、合計点数の順に次点以降の順位付けを行う。

### 第2節 選定基準

#### 1. 採点基準

審査の採点基準は、特別に定めるもののほか、【表7】に示す6段階によるものとし、評価に従い各審査項目の配点に対する係数を乗じて算出するものとする。

なお、評価点は小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで算出する。

【表 7】＜第 1・第 2 審査の評価項目・配点に対する係数＞

評価区分	評価	配点に対する係数
A	優秀である／高度な能力を有している	1.0
B	満足できる／十分な能力を有している	0.8
C	平均的である	0.6
D	物足りなさを感じる／能力が若干乏しい	0.4
E	満足できない／能力が乏しい	0.2
F	評価の対象外	0.0

## 2. 第 1 次審査（技術提案書提出者）の選定基準

【表 8】＜第 1 次審査の評価項目・配点＞

評価項目		評価の視点		配点	小計	
企業の内容に関する事項	企業の概要及び財務状況	企業の規模、財政状況を総合的に判断し、委託期間にわたって安定して業務を行い得る経営基盤があるか。		10 点	10 点	
	受託実績	本業務と同様の受託実績をどの程度有しているか。	過去 15 年以内の処理量 45,000 m <sup>3</sup> /日以上を有する浄水場の更新における、基本構想の策定、基本設計、実施設計業務等の実績	5 点	10 点	
			官民連携手法導入可能性調査、アドバイザー業務、その他関連業務の実績	5 点		
	業務遂行体制	責任をもって業務を遂行できる能力と立場にある人員の配置ができるのか。	主任技術者	土木	3 点	20 点
				建築	3 点	
電気	3 点					
機械	3 点					
	業務遂行体制が適切に提案されているか。			8 点		
合計				40 点		

### ①技術者資格の評価

技術者資格の評価は、本業務を担当する主任技術者が所有する資格及び本業務と同様の業務経験の有無により、【表 10】及び【表 11】から下記の算出式により評価点を算出する。

【表 9】 < 価格評価点の算出式 >

$\text{主任技術者ごとの評価点} = 3 \text{ 点} \times \text{【表 1 0】の係数} \times \text{【表 1 1】の係数}$
--

【表 1 0】 < 技術者資格の評価項目・配点に対する係数 >

分担業務分野	評価を行う技術者資格	配点に対する係数
土木	技術士（上下水道又は建設部門）、土木学会上級技術者	1.0
	RCCM、土木学会一級技術者	0.8
	その他	0.2
建築	一級建築士	1.0
	その他	0.2
電気	技術士（電気電子部門）、設備設計一級建築士	1.0
	その他	0.2
機械	技術士（衛生工学部門・機械部門）、設備設計一級建築士	1.0
	その他	0.2

【表 1 1】 < 主任技術者経験の評価項目・配点に対する係数 >

評価の視点	経験の有無	配点に対する係数
担当する業務分野ごとの主任技術者が本業務と同様の業務経験等があるか。	有	0.7~1.0
	無	0.6

②第 1 次審査における技術提案書提出者の選定方法

企業の概要及び財務状況、受託実績及び業務遂行体制の評価（40 点満点）を行う。各委員の平均値（小数点第 1 位（小数点第 2 位を四捨五入））を第 1 次審査の評価点とし、評価点の高い者から上位 5 者程度を技術提案書提出者に選定する。また、評価点が同一の場合は、業務遂行体制の評価点の高い者から上位者とする。

### 3. 第2次審査（最優秀提案者）の選定基準

【表12】＜第2次審査の評価項目・配点＞

評価項目	評価の視点	配点	小計	
業務委託 内容に関 する事項	基本構想 策定業務	本業務で検討する各施設の運営条件、処理能力、健全性等、事前に把握しておくべき前提条件について、その内容が正しく把握されているか。	10点	25点
		施設規模、浄水処理方法、施設計画、事業工程、概算事業費等について、どのような方法と作業によりこれらを検討していくのか。	10点	
		その他、当該業務の検討において優れた提案があるか。	5点	
	整備手法 検討業務	本業務で検討する各施設の施設整備及び運転管理業務の全容について正しく把握されているか。	8点	21点
		官民連携の手法を導入する場合について、これをどのような方針と作業により行うのか。また、どのような評価項目によってそれぞれの官民連携手法の比較評価をする方針か。	8点	
		その他、整備手法の検討において、優れた提案があるか。	5点	
	浄水処理 実証実験 業務	実証実験をどのような方針と作業により行うのか。 どのような水準の実験を実施するのか。	8点	21点
		実験結果をどのように活用することで浄水処理方式を決定するのか。その手順が明確になっているか。	8点	
		その他、当該業務の検討において優れた提案があるか。	5点	
	基本設計 業務	施設の基本設計について、これをどのような方針と作業により行うのか。	2点	8点
		運転維持管理手法の検討について、これをどのような方針と作業により行うのか。	2点	
		施設の配置計画について、これをどのような方針と作業により行うのか。水理面の検討、施工方法の検討と連携しているか。	2点	
その他、基本設計の実施において優れた提案があるか。		2点		
価格の評価	提出された提案価格について評価を行う。	5点		
	小計	80点		
	第1次審査評価点に1/2を乗じて得た得点を加算する。	20点		
	合計	100点		

①提案価格の評価

評価の対象金額は、本業務に対する「提案価格」とし、【表 1 3】に示す算定式により価格評価点を算出する。価格審査の配点は 5 点とし、小数点第 2 位以下を四捨五入し、算出するものとする。

【表 1 3】 <価格評価点の算出式>

$$\text{価格評価点} = 5 \text{ 点} \times \left( \frac{\text{最も低い提案価格}}{\text{当該事業者の提案価格}} \right)$$

②第 2 次審査における最優秀提案者の選定方法

各委員の平均値（小数点第 1 位（小数点第 2 位を四捨五入））を第 2 次審査の評価点とし、総合評価点（100 点満点）の合計値の最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。また、総合評価点在同一の場合は技術提案書の評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。



「評価基準表(案)」

実施要領別添資料						審査会用		
第1次審査	評価の着眼点	第1次審査提出書類(参加表明書等)の内容を基に、参加資格の確認を行うとともに、事業者としての経営基盤の安定性及び設計実績、配置予定技術者の能力及び設計実績、本業務の遂行体制について審査する。				審査会での評価レベル		
	審査方法	参加表明書等の書類審査	参加表明書等について、書類審査を行い、第2次審査対象者(5者程度)を選定する。		配点	評価内容【例】		
	評価項目		評価視点			計 40点		
	企業の内容に関する事項		① 企業の概要及び財務状況		企業の規模、財政状況を総合的に判断し、委託期間にわたって安定して業務を行い得る経営基盤があるか。	10点	企業の規模については、資本金、事業内容、社員数、組織図等により評価を行う。また、経営状況については、直近2ヶ年の会計年度における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書により財政状況を確認し、総合的に優れたもの順に高い評価を行う。  <input type="checkbox"/> 経営状況は継続的に良好で安定しているか。 <input type="checkbox"/> 十分な営業収益を継続して確保できているか。 <input type="checkbox"/> 相当の社員数が安定的に確保できているか。 【経営指標:収益性の分析】 ①業績の良否は?(会社全体の経常的な活動における収益性は?)(高い程よい) $\text{売上高対経常利益率(\%)} = \frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}}$ $\text{総資本経常利益率(\%)} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}}$ 【経営指標:安全性の分析】 ①資本は自前でまかなっているか?(高い程よい) $\text{自己資本比率(\%)} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$ ②借金にたよってないか?(低い程よい) $\text{負債比率(\%)} = \frac{\text{負債総額}}{\text{自己資本}}$ ③短期資金流動性は確保されているか? $\text{流動比率(\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$ (支払能力:高い程安全)	
		② 受託実績		本業務と同様の受託実績をどの程度有しているか。  過去15年以内の処理量45,000m <sup>3</sup> /日以上を有する浄水場の更新における、基本構想の策定、基本設計、実施設計業務等の実績  官民連携手法導入可能性調査、アドバイザー業務、その他関連業務の実績	5点	<input type="checkbox"/> 基本構想の策定、基本設計、実施設計業務等の実績内容、実績数において総合的に実績経験が豊富であると判断したのから順に高い評価とする。		
		③ 業務遂行体制		(1) 責任をもって業務を遂行できる能力と立場にある人員の配置ができるのか。  (2) 業務遂行体制が適切に提案されているか。	主任技術者 土木 3点 建築 3点 電気 3点 機械 3点	<input type="checkbox"/> 各業務分野について、専門分野の技術者資格及び本業務と同様の業務経験の有無の評価を行う。 主任技術者ごとに【配点×資格の係数×経験の係数】		
					8点	<input type="checkbox"/> 業務分野ごとの担当の人員数は?(多い程よい) <input type="checkbox"/> 業務分野ごとの担当の有資格は?(業務分野に合致する資格を保有しているか?) <input type="checkbox"/> 業務分野ごとの連絡調整は円滑に行えるのか?(分野によっては別支店となっていないか)		

実施要領別添資料				審査会用		
第2次審査	評価の着眼点	技術提案書、ヒアリングの内容を基に、本業務の要求する趣旨をどの程度理解し、提案されているかについて審査する。			審査委員会での評価レベル	
	審査方法	技術提案書の書類審査 (ヒアリングを含む)	第1次審査で選定された参加事業者(第2次審査対象者)に対し、提出された「技術提案書」等について審査を行い、最高得点者を最優秀提案者として選定する。	配点	評価内容【例】	
	評価項目		評価視点	計 80 点		
	業務委託内容に関する事項	① 基本構想策定業務	(1)	本業務で検討する各施設の運営条件、処理能力、健全性等、事前に把握しておくべき前提条件について、その内容が正しく把握されているか。	10 点	<input type="checkbox"/> 中宮浄水場のみならず、磯島取水場、高度浄水施設の状況についても的確に理解しているか。 <input type="checkbox"/> 詳細な内容となっているか。
			(2)	施設規模、浄水処理方法、施設計画、事業工程、概算事業費等について、どのような方法と作業によりこれらを検討していくのか。	10 点	<input type="checkbox"/> 施設規模の決定方法では、将来の人口予測・水需要予測を考慮した考察となっているか。 <input type="checkbox"/> 実証実験の結果を活用する方針が的確に示されているか。 <input type="checkbox"/> 施設計画、事業工程、概算事業費は中宮浄水場のみならず、磯島取水場、高度浄水施設についても提案されているか。
			(3)	その他、当該業務の検討において優れた提案があるか。	5 点	<input type="checkbox"/> 長期的な視点で需要動向や水質変化についての提案がなされているか。 <input type="checkbox"/> 大阪広域水道の受水に関する方針が提案されているか。 <input type="checkbox"/> 磯島取水場の耐震劣化調査において、高度な解析手法を用いた提案がされているか。
		② 整備手法検討業務	(1)	本業務で検討する各施設の施設整備及び運転管理業務の全容について正しく把握されているか。	8 点	<input type="checkbox"/> 場内外施設等も含め各施設を正しく把握した提案となっているか。 <input type="checkbox"/> 運転管理業務の内容・範囲・課題について提案されているか。
			(2)	官民連携の手法を導入する場合について、これをどのような方針と作業により行うのか。また、どのような評価項目によってそれぞれの官民連携手法の比較評価をする方針か。	8 点	<input type="checkbox"/> 検討の対象とする官民連携手法が網羅されているか。 <input type="checkbox"/> 官民連携手法の評価において何を重視するのか。
			(3)	その他、整備手法の検討において、優れた提案があるか。	5 点	<input type="checkbox"/> 運転しながらの更新の困難さに注目しているか。 <input type="checkbox"/> 場外にある高度処理施設について検討しているか。
		③ 浄水処理実証実験業務	(1)	実証実験をどのような方針と作業により行うのか。どのような水準の実験を実施できるのか。	8 点	<input type="checkbox"/> 実験計画、実験設備の提案が詳細に明記されているか。 <input type="checkbox"/> 実験プラントの系統・種類は複数となっているか。 <input type="checkbox"/> 提案される実験内容、検査頻度が適切か。 <input type="checkbox"/> 実験プラントの規模が適切な規模となっているか。
(2)			実験結果をどのように活用することで浄水処理方式を決定するのか。その手順が明確になっているか。	8 点	<input type="checkbox"/> 実験結果と現状の関係性について提案されているか。 <input type="checkbox"/> 実験を行わない処理方式について、どのように整理するのか。	
(3)			その他、当該業務の検討において優れた提案があるか。	5 点	<input type="checkbox"/> 第1浄水場の実証実験以外の実証実験の提案があるか。	

実施要領別添資料				審査会用	
第2次審査	評価の着眼点	技術提案書、ヒアリングの内容を基に、本業務の要求する趣旨をどの程度理解し、提案されているかについて審査する。			審査委員会での評価レベル
	審査方法	技術提案書の書類審査 (ヒアリングを含む)	第1次審査で選定された参加事業者(第2次審査対象者)に対し、提出された「技術提案書」等について審査を行い、最高得点者を最優秀提案者として選定する。	配点	評価内容【例】
	評価項目		評価視点		
	業務委託内容に関する事項	④ 基本設計業務	(1) 施設の基本設計について、これをどのような方針と作業により行うのか。	2点	<input type="checkbox"/> 設計作業の項目は妥当か。 <input type="checkbox"/> 全体の作業フローは妥当か。
			(2) 運転維持管理手法の検討について、これをどのような方針と作業により行うのか。	2点	<input type="checkbox"/> 運転管理業務の全容の把握ができているか。 <input type="checkbox"/> 官民連携について何が変化するか提案できているか。
(3) 施設の配置計画について、これをどのような方針と作業により行うのか。水理面の検討、施工方法の検討と連携しているか。			2点	<input type="checkbox"/> 敷地と能力の制約を正しく踏まえているか。 <input type="checkbox"/> 収集分析すべき情報の項目に見落としがないか。	
(4) その他、基本設計の実施において優れた提案があるか。			2点	<input type="checkbox"/> その他、基本設計の実施において優れた提案があるか。	
価格の評価	⑤ 提案価格	提出された提案価格について評価を行う。 提案価格における評価得点は、次の算式により得た数字を得点として付与する。 得点=5×(最も低い提案価格/当該事業者の提案価格) 得点は少数点第1位(少数点第2位を四捨五入)まで算定する。	5点	<input type="checkbox"/> 提案価格は安価な順に高い評価を行う。	

# 中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託

## 業 務 仕 様 書

( 案 )

平成 26 年 12 月

枚方市上下水道局

# 目 次

I.	共 通	・ ・ ・ ・ ・	1
II.	基本構想策定業務	・ ・ ・ ・ ・	11
III.	整備手法検討業務	・ ・ ・ ・ ・	16
IV.	浄水処理実証実験業務	・ ・ ・ ・ ・	19
V.	基本設計業務	・ ・ ・ ・ ・	22
VI.	測量・地質調査業務	・ ・ ・ ・ ・	27
VII.	耐震劣化診断業務	・ ・ ・ ・ ・	30
VIII.	資 料	・ ・ ・ ・ ・	33

## I. 共 通

## 総則

### 第1節 目的

枚方市上下水道局（以下「局」または「発注者」という。）が行う中宮浄水場更新事業における中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（以下「本業務」という。）は、下記事項を目的とする。

#### 1. 基本構想策定業務

本業務は、局が実施を検討している中宮浄水場の更新事業において、その具体的施策を多面的に検討することを目的とする。

中宮浄水場は昭和40年に第1浄水場（浄水能力9万 $\text{m}^3/\text{日}$ ）が整備され、さらに昭和48年に第2浄水場（浄水能力4万 $\text{m}^3/\text{日}$ ）が拡張整備されて、今日に至るまで枚方市の中核浄水場として水需要を支えている。このほか、全需要水量の約15%を大阪広域水道企業団からの受水によりまかなっている。

一方で、中宮浄水場は経年劣化対策や耐震性等の設備維持面からみた課題に加え、第1浄水場は高速凝集沈澱処理を採用しているために、近年増加しつつある集中豪雨による急激な高濁度への対応や冬期低水温時の低濁度化への対応が困難を極め、浄水機能面での課題も抱えている。

このような状況を踏まえ、中宮第1浄水場の更新に向け、基本設計の前段として適正な施設規模、浄水処理方法、浄水場の施設計画、事業工程、概算事業費等を含めた基本構想の策定を行うものである。

#### 2. 整備手法検討業務

中宮浄水場の更新事業を進めるにあたり、施設整備および整備後の浄水場運転管理において官民連携の手法を導入する場合の多様な可能性について検討と提言を行うものである。

#### 3. 浄水処理実証実験業務

基本構想において検討した浄水処理方法について、実証実験によりその処理性を確認、検証し、その結果と水源状況の分析を踏まえ、基本設計にあたっての浄水処理方式の選定を行うものである。

#### 4. 基本設計業務

基本構想において策定した計画条件を再確認し、処理フローの検討、運転維持管理手法の検討、配置計画の検討、施設計画、水理検討、施工方法の検討を行い、施設の基本設計を行うものである。

#### 5. 測量・地質調査業務

基本設計に必要な測量業務、地質調査を行う。



## 6. 耐震劣化診断業務

基本構想に必要な地質調査・耐震劣化診断を行う。

### 第2節 適用

1. 中宮浄水場基本構想・基本設計業務 業務仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、本業務に適用するものである。
2. 本仕様書に明示のない場合は「水道施設設計業務委託標準仕様書」及び「公共建築設計業務等委託共通仕様書」による。

### 第3節 業務期間

工期は契約日から平成30年9月28日までとする。

### 第4節 費用の負担

本業務を遂行する上で必要となる費用の負担は、原則として受託者の負担とする。（受託者とは本委託の発注者に対する契約者のことである）

### 第5節 受託者の義務

1. 受託者は、本業務の実施にあたり、関係する法令などを順守すること。
2. 受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持すること。
3. 受託者は、本業務を行う上で知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

### 第6節 管理技術者・照査技術者等

1. 受託者は、本業務における管理技術者及び照査技術者を定め、別に定める様式により発注者に通知すること。
2. 管理技術者は、本業務の全般にわたり技術的管理を行うこと。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めること。
4. 照査技術者は、本業務の節目ごとに成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行うこと。
5. 管理技術者及び照査技術者の資格要件は、技術士（業務に関する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。
6. 本業務において、建築物の設計については、一級建築士に行わせること。

### 第7節 提出書類

1. 受託者は、「建設コンサルタント業務請負契約様式集」において必要となる書類を提出すること。
2. 受託者は、本業務の着手にあたって、業務の目的・主旨及び内容を把握した上で、業務計画書を作成し、発注者に提出すること。
3. 提出した内容に変更が生じる際は、その都度、必要な書類を提出し局担当者（以下、「調査職員」という。）と協議し、承諾を得ること。



## 第8節 成果品の検査

1. 受託者は、本業務完了時に、発注者による検査を受けなければならない。
2. 検査の結果、訂正が必要な箇所は、ただちに訂正し、再度検査を受けること。
3. 本業務完了後に、受託者による瑕疵が発見された場合は、受託者は直ちに本業務の修正を行わなければならない。

## 第9節 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は、発注者と受託者で協議し、これを定める。

# 第1章 設計一般

## 第1節 一般的事項

1. 本業務は、調査職員と十分に協議を行い、実施すること。
2. 管理技術者は、打合せには必ず出席すること。
3. 受託者は、打合せ時に議事録をとり、内容を明確にして、調査職員と確認し合うこと。
4. 枚方市環境方針に基づき環境に配慮して業務を遂行するとともに、設計については省エネルギーに資するよう行うこと。(VII. 資料「枚方市環境方針」参照。)

## 第2節 設計基準

1. 設計にあたっては、水道施設設計指針など、公的機関の図書(VII. 資料に記載)に準拠し、行うこと。ただし、公的機関以外の図書を参考とする場合は、受託者において十分に精査し、調査職員の承諾を受けること。

## 第3節 設計資料及び参考文献等

1. 設計の計算根拠、資料等をすべて明確にし、整理して提出すること。
2. 本業務に引用した、文献、資料等については、その名称を明記すること。
3. 設計歩掛等の根拠、資料についても明確にし、整理して提出すること。

## 第4節 参考資料の貸与

検討にあたって提供を予定している資料は以下のとおりである。なお、受託者の要請にもとづいて、下記以外の資料であっても提供可能な情報を提供するものとする。

- (1) 毎日水質検査記録、定期水質検査記録
- (2) 既存施設の設計図書
- (3) 取水場、浄水場の運転管理記録、薬品や電力の使用量等
- (4) 現在実施中の運転管理業務、委託業務各種の仕様及び業務記録

## 第5節 受託者が調査により収集すべき資料

下記の調査は受託者が自らの負担のもとで実施する。

- (1) 測量（更新予定敷地）
- (2) 地質調査（更新予定敷地、5箇所以上）

詳細は「VI. 測量・地質調査業務」に示す。

## 第6節 現地調査

1. 受託者は、現地調査を行い、貸与された各種資料等を十分検討の上、下記事項について確認すること。
  - (1) 用地境界、場内・周囲の状況、配管の敷設状況、雨水排水、ガス、電気の経路等
  - (2) 地質調査資料と現地との関係
  - (3) 関連構造物の位置、形状
  - (4) その他設計に必要な事項
2. 中宮浄水場で調査等に従事する者については、作業員名簿及び細菌検査報告書（赤痢菌・サルモネラ菌・チフス菌・パラチフス菌・O-157）を提出すること。

## 第7節 耐震劣化調査等の確認及び調査

受託者は、本業務を進めるにあたり、既に実施している「中宮浄水場耐震劣化調査委託」及び「浄水施設整備基本計画策定委託」の内容について確認すること。また、磯島取水場の土木構造物については、耐震劣化診断を行うこと。詳細はVII. 耐震劣化診断業務」に示す。

## 第8節 設計上の疑義

設計上の疑義が生じた場合は、調査職員と協議の上、これらの解決にあたること。

## 第9節 その他

1. 関連する業務受託者との協議及び調整  
業務期間中、関連する設計委託業務が別途発注された場合、当該業務の受託者との協議を調査職員の立会いのもとに行ない、互いの業務が円滑に進捗するよう調整すること。

# 第2章 業務条件

## 第1節 業務対象施設

更新事業計画の策定を行う施設は中宮第1浄水場であるが、中宮第1浄水場の能力を決定するために必要となる、枚方市上水道事業全体の水源状況、施設状況、事業状況、経営状況等、関連する情報の収集分析もあわせて行うこと。

浄水場の施設概要を「VII. 資料」に、現在の浄水フローを図1に、中宮浄水場の位置を図2に、磯島取水場の位置を図3に示す。

図1 現在の浄水フロー

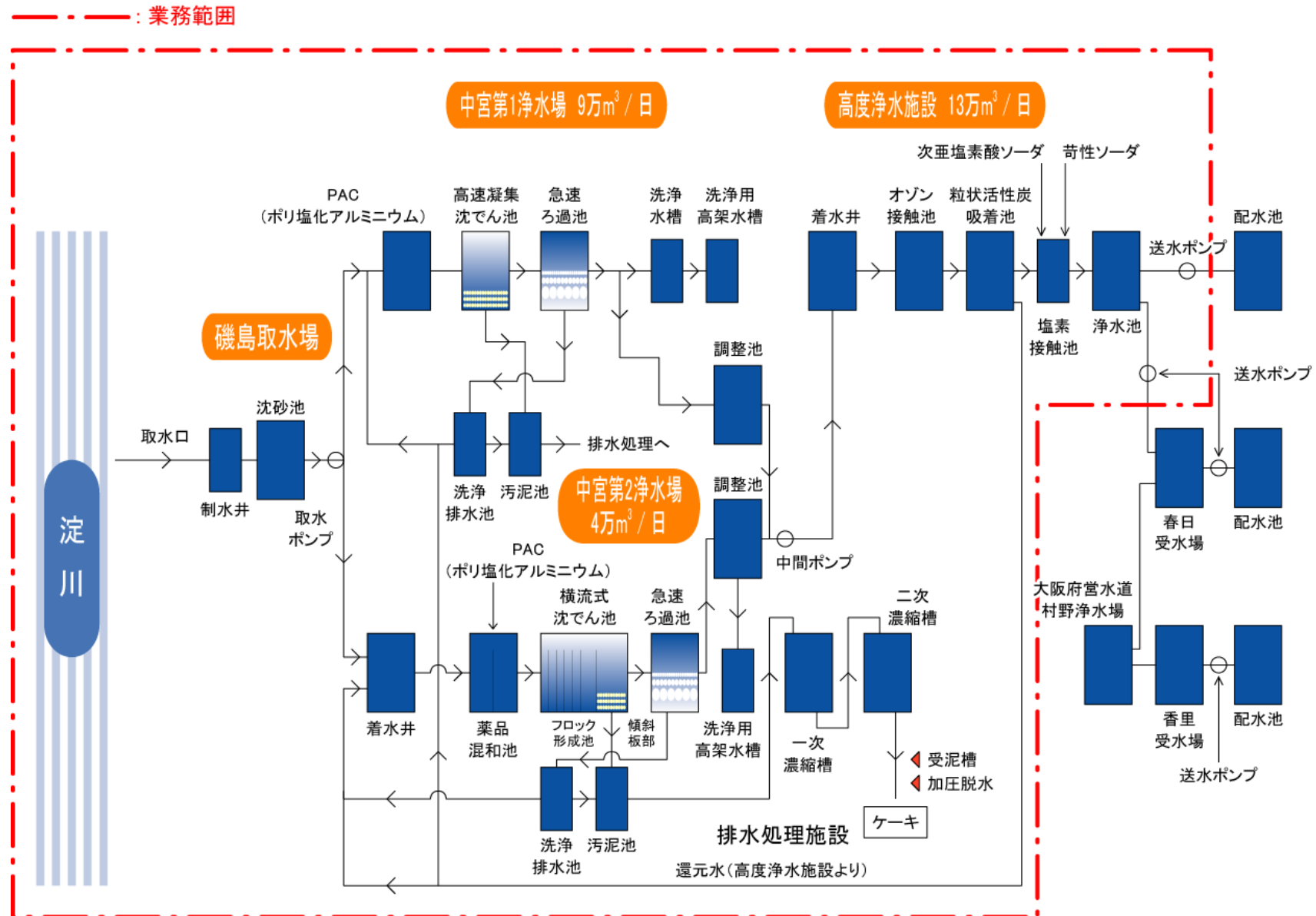


図2 中宮浄水場位置図

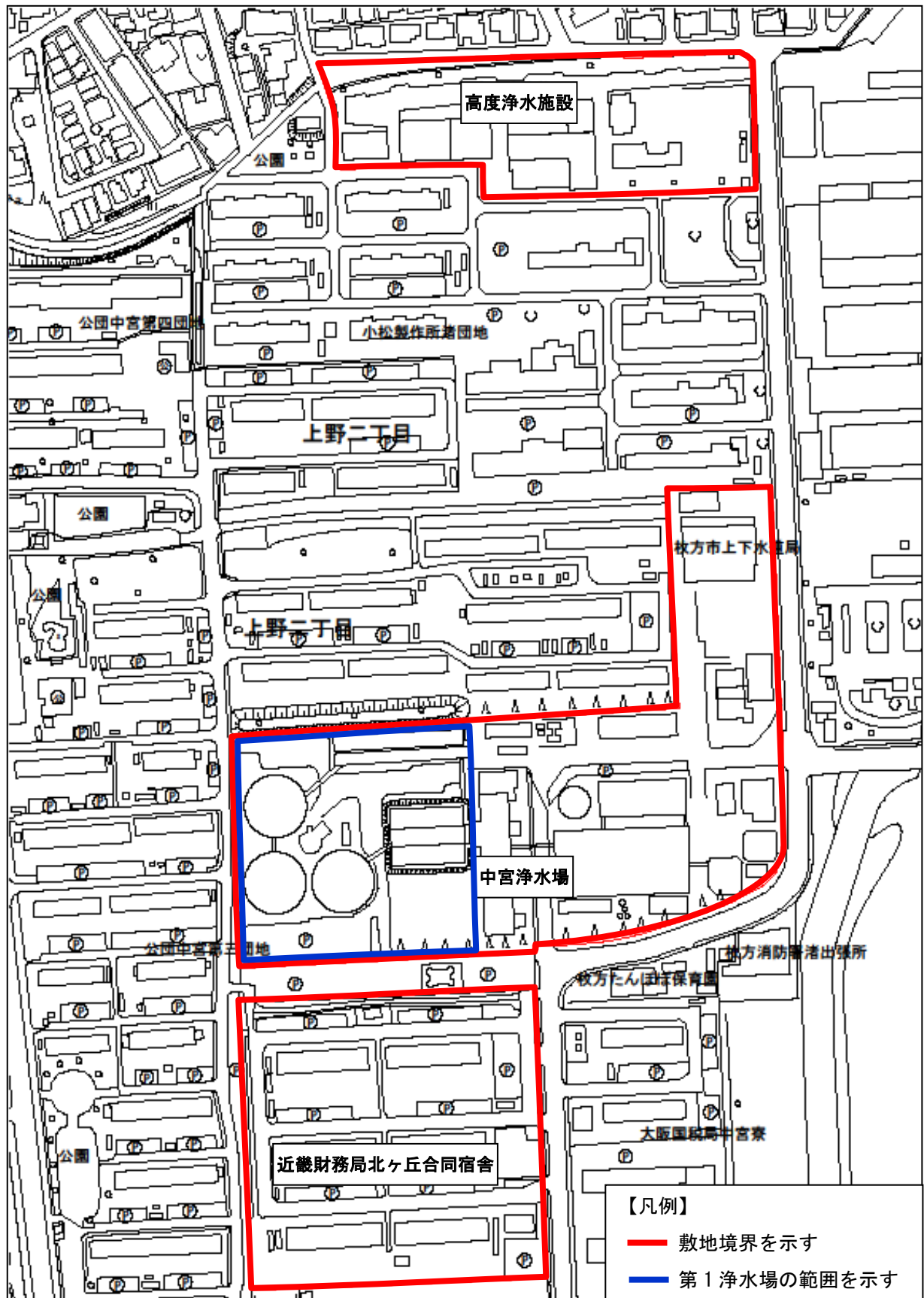
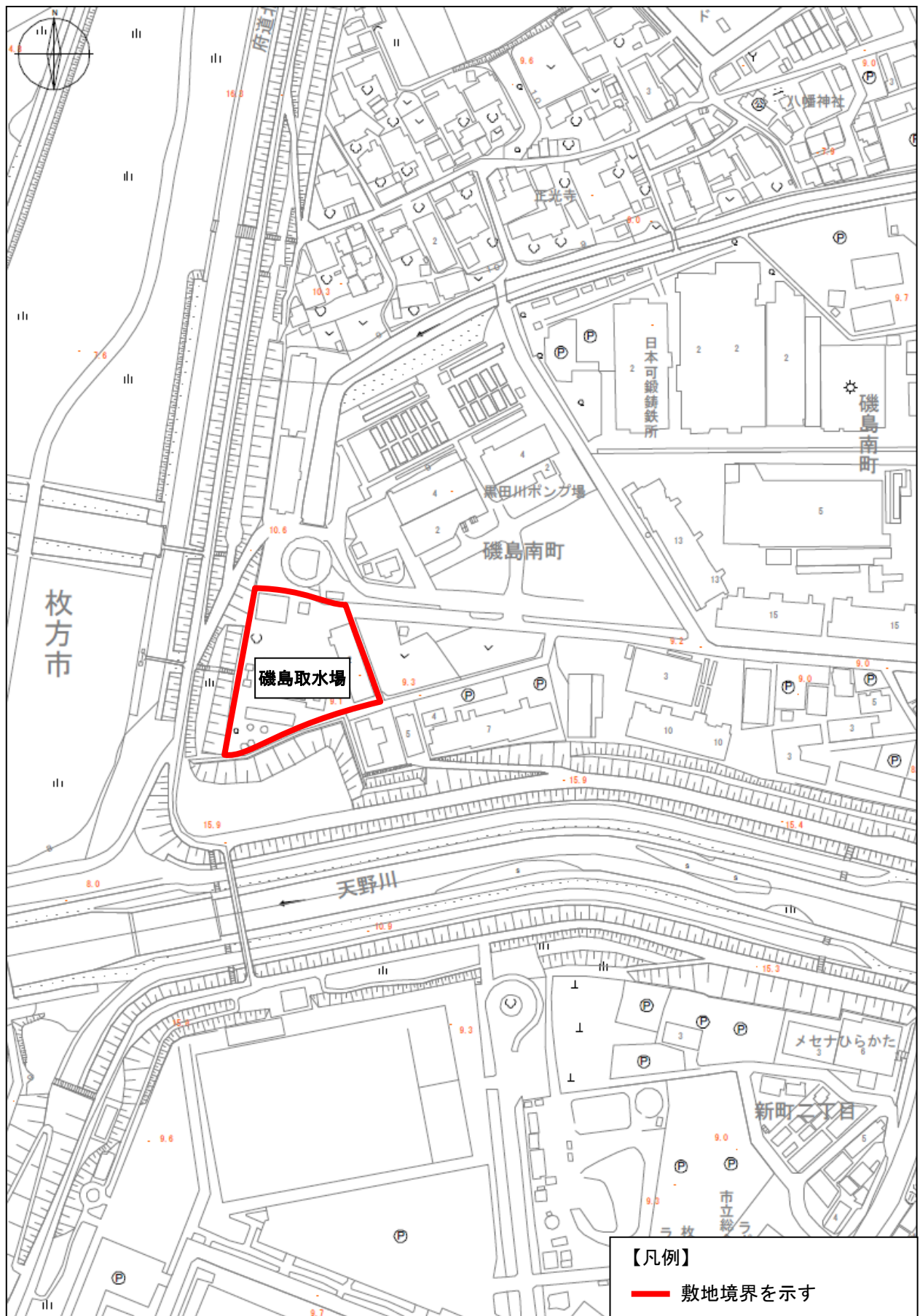


図3 磯島取水場位置図



## 第2節 基本構想検討上の条件

本業務においては、特に以下の点に留意し、計画設計を行うものとする。

1. 枚方市上下水道ビジョン（以下「ビジョン」という。）に基づいた構想を策定すること。
2. 平成28年3月までに基本構想の策定を完了し、官民連携方式とする場合は平成32年3月までに事業者選定を行う方針である。この日程を基本に、必要に応じて、実証実験、基本設計、認可変更、事業者選定等の手順と工程を提案すること。
3. 処理水量の条件については、ビジョンに示された需要及び受水の方針に従うことを基本とするが、最新需要動向をもとに見直しが必要かどうかの判断を行い、見直しが妥当であればその推計を行うこと。なお、現時点では、平常時は現有処理能力の13万 $\text{m}^3$ /日で賄うが、将来にわたって、緊急時や施設更新時等において一時的な増量が必要となる場合には、大阪広域水道企業団からの受水を活用する方針である。
4. 現時点での更新事業の対象とする施設は中宮第1浄水場であるが、その更新事業のために、磯島取水場、中宮第2浄水場、高度浄水施設、排水処理施設について、その運用や将来の更新の方針をあわせて検討する必要がある。ただし、送配水施設については検討の対象外とする。また、基本構想の検討にあたっては、中宮浄水場南側にある近畿財務局が所有している北ヶ丘合同宿舍、約18,000 $\text{m}^2$ の用地確保が可能であることを前提として検討を行うこと。
5. 既存施設及び高度浄水施設を運転しながらの更新が必要である点に留意し、実施可能な手順を提案に含めること。
6. 中宮浄水場は逐次増築を重ねてきた経緯があるため、場内配管は錯綜しているうえその正確な位置については十分な情報がなく、受託者による調査が必要なことが予想される。設計においては作業上この点に留意すること。
7. 既存の高度浄水施設の敷地は、将来市道が整備されることが都市計画上決まっている。よって、今回の基本構想においては、高度浄水施設の将来の更新と移転についても併せて施設配置上の検討を行うこと。
8. 汚泥処理処分の検討を行う。リサイクルの可能性等についても検討の対象とする。

## 第3節 作業手順

### 1. 打ち合わせ協議

本業務の実施にあたっては、調査職員との相互の連携のもとに、適切な時期ならびに業務の主要な区切りにおいて打ち合わせ協議を行うものとし、その結果を受託者は議事録にとりまとめ、発注者及び受託者相互の承認を経てこれを取りまとめるものとする。

### 2. 業務計画の立案

本業務は検討内容が多く委託期間も長いため、受託者は、業務開始にあたり、検討項目、検討手順、作業内容、実施工程、体制についての業務計画を立案すること。

業務内容		年度	期間	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
				27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
委託業務	基本構想策定業務	1年		■									
	整備手法検討業務	9ヶ月		■									
	浄水処理実証実験業務	1年6ヶ月		■		(実験期間：27年12月～28年11月)							
	基本設計業務	1年6ヶ月			■								
事業者選定		1年6ヶ月				■							
建設		4年9ヶ月							■	■	■	■	■
供用開始（平成37年3月）													○

図4 中宮浄水場更新事業全体スケジュール

#### 第4節 基本構想のとりまとめと合意形成の支援

受託者は、浄水場のコンセプトや更新の基本的な方向性について発注者との協議を通じて明確化する。そのうえで、補助金の獲得の可能性等、国や府との協議調整が必要な事項について、発注者の活動を資料作成等で支援を行う。

また、浄水場の果たすべき機能の維持等、事業の必要性を市民にも理解しやすいように配慮した形でとりまとめ、発注者が事業説明を行うための資料作成等で支援を行う。

## Ⅱ. 基本構想策定業務



## 第1章 基本事項

1. 基本構想は、今回更新対象としている中宮第1浄水場のみならず、磯島取水場から中宮第1、第2浄水場、中間施設、高度浄水施設および排水処理施設までを業務範囲とし、これら施設の将来的な更新も踏まえた、総合的な施設整備計画等の策定を行うものとする。
2. 受託者は各業務内容について調査、検討等を行い、その内容及び結果を各々の事項ごとに明確にまとめ、成果品を提出する。なお、本仕様書に明記していない事項であっても、当該業務のために必要な事項は検討事項に含めるものとする。

## 第2章 業務内容

### 1. 基本事項の整理

#### (1) 水需要予測

局が策定した「枚方市水道事業 水需要の試算」を基本とするが、直近の社会情勢を踏まえて、必要に応じて見直しを行う。

#### (2) 浄水場および配水場の水運用計画

中宮浄水場および大阪広域水道企業団受水の送配水系統を整理し、常時および非常時の水運用の基本的な考え方を整理する。

#### (3) 財政面の条件

本市水道事業の経営状況および将来の見通しを踏まえて、中宮第1浄水場更新事業規模の上限値を想定する。

#### (4) 課題の抽出

基本検討を進める上で課題となる事項を抽出する。抽出した課題と、それ以外の検討課題との関連を整理し、基本的な設定条件や考え方を検討する。

### 2. 施設能力の設定および検証

中宮浄水場の施設能力を適正規模にするために、次の(1)から(4)について、各項目における施設能力を算出する。

具体的には、水需要予測を基本水量として、各項目における施設の適正規模算出のための基礎検討を行うものとする。

#### (1) 第1および第2浄水場の負荷分担に関する検討

中宮第1浄水場と第2浄水場の施設更新を順次行う場合の施設計画を複数案立案し、更新内容とその可能性について、立地上の視点も含め最適な浄水施設計画を検討する。

また、建設期間や事故等（水質事故および施設の故障等）により浄水場が停止する条件を整理し、水運用の視点でそれぞれの浄水場の施設能力を検討する。

#### (2) 災害対策を考慮した能力設定

地震等の災害により被災した場合、原水取水、浄水場もしくは企業団受水が長期間に渡り停止する場合も考えられるので、相互融通等の考え方を整理する。

### (3) 適正施設規模の整理及び更新手順

(1)、(2) の検討を踏まえ、中宮浄水場の適正施設規模の算出条件を整理する。

また、適正な施設規模において、浄水場の停止に伴う影響を整理し、その影響が最小限となる方策について検討する。

## 3. 処理フローの検討

計画対象施設の水処理、水運用、排水処理等の基本方針について検討する。

### (1) 原水水質（現状および将来）

現状の水源水質、将来における水源周辺環境等を考慮し、主な水質項目（濁度、色度、pH、アルミニウム、鉄、マンガン、一般細菌、クリプトスポリジウム、ジェオスミン、2-MIB等）の将来値を想定する。

また、過去の水質データの分析（トレンド、季節変動および一時的変動等）、周辺環境の変化、サンプリング試験などによる検証を行い、基礎資料を作成する。

なお、高度浄水施設への水質負荷の変化についても検討を行う。

### (2) 処理フロー選定案の抽出

原水水質、既存浄水場の運転記録、浄水場の運転管理基準、敷地や周辺条件等、調達条件等を整理分析したうえで、これにもとづいて水処理の安定性、コスト等を考慮した複数の浄水処理方式の比較案を作成する。ここで、比較検討する浄水処理方式には、横流式凝集沈澱+砂ろ過方式（現在の第2浄水場と同様）及び膜ろ過方式を含むものとする。なお、水処理の安定性については、水質基準のみならず管理目標値の設定を考慮し評価を行う。また、コストの検討に当たっては、建設費および維持管理にかかる費用も含め、ライフサイクルコストを評価する。また、排水処理について内部循環処理水を含めた総合的な見地から処理フローを検討する。さらに、脱水ケーキの処理処分方式についても、現在の方法を調査整理したうえで、リサイクルの可否を含め、有効と考えられる手法を比較検討する

## 4. 運転・維持管理方法の検討

現状の維持管理方式を整理し、更新後の運転管理および維持管理にあたっては、より一層の効率化を図ることを目指し、職員の技術力を保持する方策を考慮し、民間委託の拡大や第三者委託の可能性についても比較評価をおこなう。

## 5. 概略設計

これまでの基本計画業務の検討結果に基づき、各施設の形式や能力を検討する。

併せて、予備能力や水処理フロー上の計装設備等を整理し、概略の配置計画を行う。

なお、配置計画を行う上で、以下の(1)から(6)について、各施設の規模および構造等を検討する。

### (1) 各施設共通事項

#### ①容量計画

設計負荷、余裕、予備、経済性等を検討し、容量を決定する。

#### ②形式、機種、分割数等の検討

維持管理の容易さ、経済性、機能等に関して比較検討する。

③平面、階高の検討

④稼働中施設における施工方法の検討

稼働している既存施設に対し、当該施設の施設能力や運転管理への影響が極力小さくなる施工方法を検討する。

(2) 土木施設の検討

①基礎形式の検討

②仮設計画の検討

③取水施設計画の検討

④浄水施設計画の検討

⑤中間施設計画の検討

⑥高度浄水施設計画の検討

④排水処理施設計画の検討

⑤場内及び場外連絡配管の検討

⑥造成計画

(3) 建築施設の検討

①周辺環境の検討

②外観・仕上げ計画

③構造計画

④法規制の検討

⑤建築機械設備計画

⑥建築電気設備計画

(4) 機械設備の検討

①各種機械の検討

②主要機器構成計画

(5) 電気設備の検討

①使用電力需要計画

②受変電設備および負荷設備計画

③制御電源設備計画

④監視制御設備計画

⑤計装設備計画

⑥主要機器設備計画

⑦自家発電設備計画

(6) 整備計画等の検討

①場内整備（場内道路、場内排水、緑化等）

## 6. 配置計画の検討

5. 「概略設計」で作成した施設計画をもとに施設の配置計画を行う。  
配置計画としては3案程度作成し、各案の優位性を評価する。

#### (1) 配置計画

既存施設は稼働しながらの更新となることから、経済性、工事および維持管理の難易度、将来の第2浄水場、高度浄水施設及び排水処理施設の更新、環境条件等を考慮し、各施設の配置計画を作成する。

#### (2) 配管、配線計画の検討

既設管の埋設位置を確認し、施工性や維持管理性を考慮した配管、配線計画を検討する。

#### (3) 建築計画等の検討

平面計画（機器配置）、立面計画、管廊計画（配管、配線等の収容）、機器搬出入計画等による最適等による最適レイアウトを検討する。

#### (4) 浄水場全体鳥瞰パースの作成

作成した配置計画をもとに既設および更新施設を含めた浄水場全体配置を鳥瞰するパース図を作成する。

### 7. 水理検討

#### (1) 各施設水理計算（既存施設との調整を含む）

#### (2) 計画地盤高と施設レベル

### 8. 概算事業費の算出

5.「概略設計」、6.「配置計画」および7.「水理検討」にもとづいて、3案すべての概算事業費を算出する。

また、これまでの検討および3案について、経済性も含めたメリット、デメリットをまとめるものとする。

### 9. 更新事業のスケジュール案作成

浄水場の更新は既存浄水場の運用を継続しながら行うため、水供給を損なわずに更新事業を行うための実施手順について検討を行い、スケジュール案にとりまとめる。

### 10. 基本設計図書および報告書のとりまとめ

一連の業務成果について報告書としてとりまとめる。

- |                |               |     |
|----------------|---------------|-----|
| (1) 報告書（資料編含む） | A4判（黒表紙金文字製本） | 3冊  |
| (2) 概要版        | A4判（紙ファイル）    | 20冊 |
| (3) 成果品及び過程品   | （電子データ）       |     |

### Ⅲ. 整備手法検討業務

## 第1章 基本事項

1. 基本計画の結果を受けて民間活力導入の可能性調査を実施する。作成された基本計画案をPSC (Public Sector Comparator) とし、事業リスクの算定や経営シミュレーションを通じてVFMの算出を行うこととする。

なお、具体的な事業メリット（定量的、定性的の双方を含む）を実体あるものとするため、原則として3グループ、応募者がいない場合は最低1グループ以上の企業グループに対するヒアリング（マーケットサウンディング）を行うものとする。ただし、受託者がより適切な方法を提案することを妨げない。

また、事業スキームは、通常の公的発注と、DBO、PFI等、各種官民連携方式の比較を含むものとする。

## 第2章 業務内容

### 1. 基本条件、前提条件の整理

上位計画、関連計画において本設計の位置付け、基本条件等について確認するとともに本設計の必要性についても確認する。

### 2. 制度面の検討

浄水場の施設整備事業を従来方式及びPPP方式（以下、「本事業」という。）で実施する際に検討することが必要な関連法令や補助金、交付金等の財政支援制度等について検討するとともに、課題等について抽出する。

### 3. 事業スキームの検討

(1) 従来方式とPPP方式の比較検討と判断

(2) 判断結果を受けての事業スキーム（事業期間、事業範囲、事業方式、事業形態等）を構築。

(3) 最適事業手法の具体的提案

事業方式の提案、事業リスク等の整理、維持管理・運営費用を含めた概算事業費の算出、来年度以降の事業実施に向けた業務フロー・課題等の整理。

### 4. 民間事業者の参入可能性調査

PPP方式による推進が有利と判断され、スキームが概ね固まった段階で、民間事業者等の本事業への関心等について把握するために、アンケート調査等を実施する。具体的な調査・検討項目については受託者の提案事項とする。

### 5. VFMの試算

本事業において、従来方式及びPPP方式で実施した場合の事業期間を通じた必要となる事業費を算出・比較することによりVFMを算定する。

## 6. 総合評価

VFM の結果及び本設計全体を通して、本事業をどのような方式で実施するかどうかについて最終的な評価を行い、資料全体の取りまとめを行う。

## 7. 審査

これまでの検討方法について再検証を行い、事業の必要性の有無、決定した手法が浄水場整備、運転管理手法としてもっとも適切な手法か判断する。

## 8. 報告書のとりまとめ

一連の業務成果について報告書としてとりまとめる。

(1) 報告書（資料編含む）	A4 判（黒表紙金文字製本）	3 冊
(2) 概要版	A4 判（紙ファイル）	20 冊
(3) 成果品及び過程品	（電子データ）	

#### IV. 浄水処理実証実験業務



## 第1章 基本事項

1. 基本計画において選定した水処理フローの内、膜ろ過を含むフローについて浄水処理効果を確認するための実験を行い、実験結果を通して原水に適した浄水処理方法及び仕様を取りまとめるものとする。

実証実験にあたり、実験装置の製作設置及びその運用は受託者の責任において行うものとするが、プラントエンジニアリングメーカー等の企業に当該業務の一部を請け負わせることはこれを妨げない。ただし、予め発注者の承諾を得るものとする。

2. 実験施設の設置、運用条件

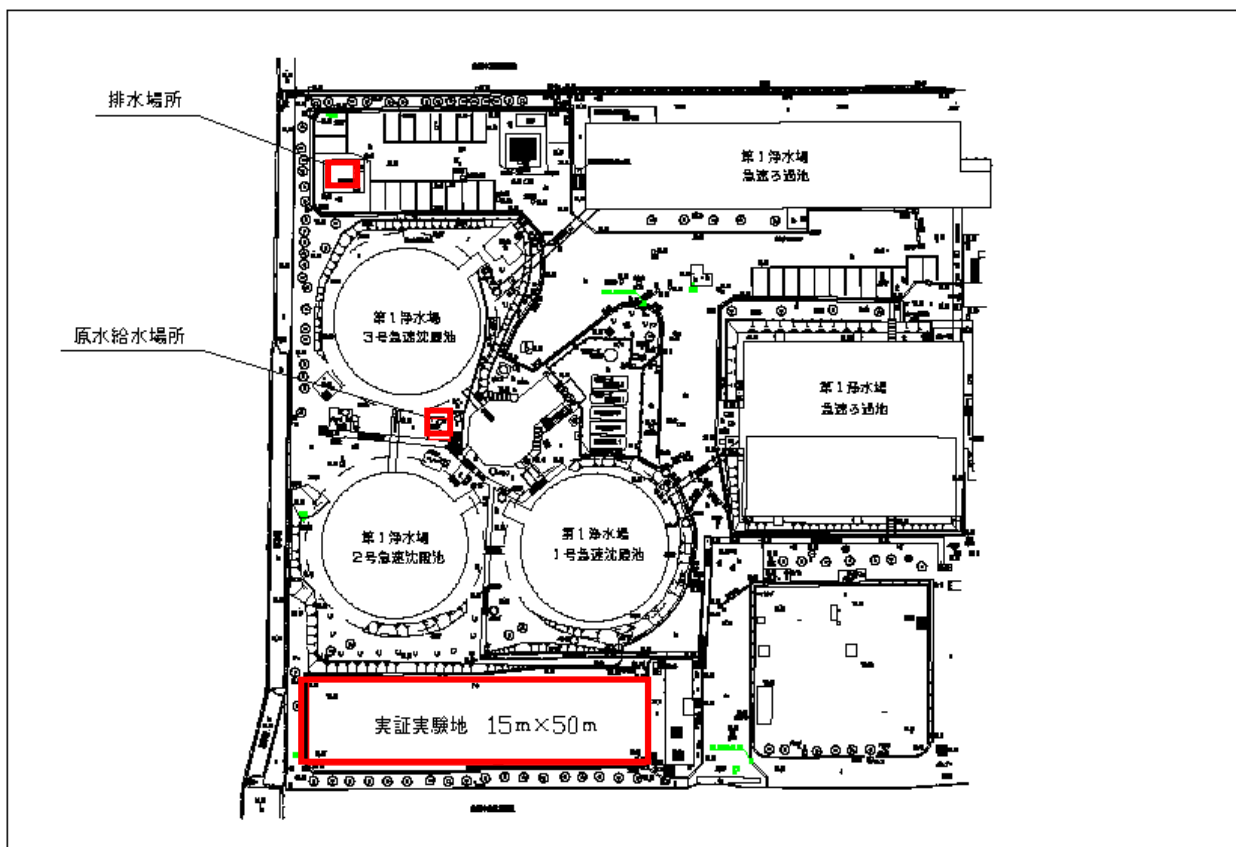
(1) 実験用地：図5に示す用地を提供する。(15m×50m程度)

(2) 原水給水場所より取水(最大600m<sup>3</sup>/日)を提供する。

(3) 排水場所を提供する。

上記局が提供する以外は、受託者が自ら費用負担と管理の下で行うこと。

図5 実験用地概略図



## 第2章 業務内容

### 1. 現地調査

発注者が指定する実験場所の現況を調査して本業務に必要な図面、資料を収集し、地形、電源、給排水の状況等を整理する。

## 2. 業務方針・計画書作成

実証実験の実施方法や実施に係る費用負担等を含めた実証実験の目的達成のための実施方針及び実験計画書の作成を行う。

なお、実験の期間は、1年間（平成27年12月頃～平成28年11月頃）とする。

## 3. 実験業務

- (1) 実証実験に向けた必要関係書類の作成
- (2) 実験用地の整備、実証実験設備の製作設置
- (3) 実験データの収集、解析
- (4) 実証実験設備の撤去

## 4. 実験報告書のとりまとめ

一連の業務成果について実験報告書としてとりまとめる。

- |                |               |     |
|----------------|---------------|-----|
| (1) 報告書（資料編含む） | A4判（黒表紙金文字製本） | 3冊  |
| (2) 概要版        | A4判（紙ファイル）    | 20冊 |
| (3) 成果品及び過程品   | （電子データ）       |     |

## V. 基本設計業務

## 第1章 基本事項

1. 本設計の対象は、導水管、調整池、管理棟、排水処理施設等の各取り合い点から、新設中宮第1浄水場までとする。
2. 受託者は各業務内容について調査、検討等を行い、その内容及び結果を各々の事項ごとに明確にまとめ、成果品を提出する。なお、本仕様書に明記していない事項であっても、当該業務のために必要な事項は検討事項に含めるものとする。

## 第2章 業務内容

### 1. 基本条件の確認

- (1) 設計対象施設の位置
- (2) 水量
- (3) 水源及び取水方法
- (4) 浄水処理方式
- (5) 送水方式（高度浄水施設への送水方式）
- (6) 排水処理方式
- (7) 既存施設の状況
- (8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項
- (9) その他設計に必要な事項

### 2. 処理フローの検討

設計対象施設の水処理、排水処理等のシステム構成について検討する。

### 3. 運転・維持管理方法の検討

- (1) 管理制御方式の検討
- (2) 維持管理体制の検討

### 4. 配置計画の検討

#### (1) 配置計画

既存施設は稼働しながらの更新となることから、経済性、工事および維持管理の難易度、将来の第2浄水場および高度浄水施設の更新、環境条件等を考慮し、各施設の配置計画を作成する。

#### (2) 配管、配線計画の検討

既設管の埋設位置を確認し、施工性や維持管理性を考慮した配管、配線計画を検討する。

#### (3) 建築計画等の検討

平面計画（機器配置）、立面計画、管廊計画（配管、配線等の収容）、機器搬出入計画等による最適レイアウトを検討する。

#### (4) 機械・電気設備の更新作業計画

機械設備および電気設備については、将来の更新作業を考慮し、作業スペースや搬入経路を検討する。

## 5. 施設計画

### (1) 各施設共通事項

#### ①容量計画

設計負荷、余裕、予備、経済性等を検討し、容量を決定する。

#### ②形式、機種、分割数等の検討

維持管理の容易さ、経済性、機能等に関して比較検討する。

#### ③平面、階高の検討

#### ④稼働中施設における施工方法の検討

稼働している既存施設に対し、当該施設の施設能力や運転管理への影響が極力小さくなる施工方法を検討する。

### (2) 土木施設の検討

#### ①基礎形式の検討

#### ②仮設計画の検討

#### ③浄水施設計画の検討

#### ④排水処理施設計画の検討

#### ⑤場内配管の検討

#### ⑥造成計画

### (3) 建築施設の検討

#### ①周辺環境の検討

#### ②外観・仕上げ計画

#### ③構造計画

#### ④法規制の検討

#### ⑤建築機械設備計画

#### ⑥建築電気設備計画

### (4) 機械設備の検討

#### ①各種機械の検討

#### ②主要機器構成計画

### (5) 電気設備の検討

#### ①使用電力需要計画

#### ②受変電設備および負荷設備計画

#### ③制御電源設備計画

#### ④監視制御設備計画

#### ⑤計装設備計画

#### ⑥主要機器設備計画

#### ⑦自家発電設備計画

### (6) 環境整備計画等の検討

#### ①防音防振計画

#### ②防災計画

#### ③場内整備（場内道路、場内排水、場内照明、緑化、防犯対策、見学者案内路等）

## 6. 水理検討

- (1) 各施設水理計算（既存施設との調整を含む）
- (2) 計画地盤高と施設レベル

## 7. 施工方法の検討

- (1) 地質・土質調査資料、周辺状況、その他関係資料に基づく工事施工方法の経済性、必要工期、施工の難易度、工事公害等の比較検討
- (2) 次の計画の作成
  - ① 建設工程表（各施設、造成、仮設）
  - ② 搬出入計画
  - ③ 施工計画
  - ④ その他（試運転、切替手順、通水計画（既存施設との接続方法等））

## 8. 事業費の算出

必要項目を整理し、項目ごとに概算設計書としてとりまとめること。

## 9. 基本設計図書および報告書のとりまとめ

一連の業務成果および詳細設計を実施していく上での課題や提言等について報告書としてとりまとめること。

- |                |               |     |
|----------------|---------------|-----|
| (1) 報告書（資料編含む） | A4判（黒表紙金文字製本） | 3冊  |
| (2) 概要版        | A4判（紙ファイル）    | 20冊 |
| (3) 成果品及び過程品   | （電子データ）       |     |

あわせて受託者は次に示す土木、建築、機械、電気の各部門とその相互関係を明らかにする基本設計図を作成する。なお、該当施設のないものは除く。

### (4) 土木関係

- ① 一般平面図
- ② 水位関係図
- ③ 構造図（平面図、縦断図、横断図）
- ④ 場内各種排水平面検討図
- ⑤ 場内整備平面計画図（場内道路、門、柵、塀、場内造成等）
- ⑥ 場内配管図（平面図、縦断図、横断図）
- ⑦ 浄水場全体鳥瞰パース図

### (5) 建築関係

- ① 意匠図（各階平面図、立面図、断面図、求積図表（概算値））
- ② 建築機械設備（概略系統図（衛生、換気、空調、排水）、主要機器配置図）
- ③ 建築電気設備（概略系統図（照明・動力幹線、火報、電話、放送、時計、監視カメラ等）、主要機器配置図（盤類））

### (6) 機械関係

- ① 基本フローシート（浄水処理、排水処理、その他）

②主要機器配置計画図（全体配置平面図、施設毎配置平面図、施設毎配置断面図）

(7) 電気関係

①場内一般平面図

②主要配電系統図（ルート及びスペース）

③単線結線図（受電～低圧主幹、既存施設との取り合いを含む）

④主要機器配置平面図（主として中央管理室、電気室、自家発電気質）

⑤計装設備図（主要計測および操作端フローシート）

(8) その他

詳細設計および各種申請等に必要となる図面

## VI. 測量・地質調査業務



## 第1章 基本事項

受託者は各業務内容について調査、検討等を行い、その内容及び結果を各々の事項ごとに明確にまとめ、成果品を提出する。なお、本仕様書に明記していない事項であっても、当該業務のために必要な事項は調査、検討事項に含めるものとする。

## 第2章 業務内容

### 1. 測量業務

基本設計業務に必要とする中宮浄水場（更新予定地）の範囲を測量する。

- (1) 平板測量 25,000 m<sup>2</sup>
- (2) 路線測量
  - ①作業計画 1業務
  - ②仮BM設置測量 L = 0.1 km（鉋を打込むこと）
  - ③縦断測量 L = 0.3 km
  - ④横断測量 L = 0.3 km

### 2. 地質調査

基本設計業務に必要とする土質緒元を調査、とりまとめる。また、調査後の穿孔は砂等により埋め戻すこと。

中宮浄水場（更新予定地）

- (1) 機械ボーリング 5箇所 1孔あたり 35m φ66 mm  
(砂質土 12m、粘土・シルト 16m、礫混じり土砂 7m)
- (2) 標準貫入試験 開始深度は1 mとし、以降1 m毎に行うこと。  
(砂質土 12m、粘土・シルト 16m、礫混じり土砂 7m)
- (3) 土質試験（物理試験）  
土粒子の密度試験・土の含水比試験・土の粒度試験・土の液性限界試験・塑性限界試験  
土の圧密試験は各2試験  
土の繰返し非排水三軸試験は1試験

磯島取水場

- (1) 機械ボーリング 1箇所 25m φ66 mm  
(砂質土 12m、粘土・シルト 10m、礫混じり土砂 3m)
- (2) 標準貫入試験 開始深度は1 mとし、以降1 m毎に行うこと。  
(砂質土 12m、粘土・シルト 10m、礫混じり土砂 3m)
- (3) 土質試験（物理試験）  
土粒子の密度試験・土の含水比試験・土の粒度試験・土の液性限界試験・塑性限界試験  
土の圧密試験・土の繰返し非排水三軸試験は各1試験

### 3. 報告書のとりまとめ

一連の業務成果（試料、図面等）を報告書としてとりまとめる。

(1) 報告書 A4判（黒表紙金文字製本） 3冊

土質試験報告書は地盤工学会制定の試験成果報告書の様式を使用する。

(2) 土質標本

採取した試料は、蓋付ビンに詰め、柱状図を添付し標本箱に収めて提出する。なお、ビンには調査件名、土質名、採取深度等、必要事項を記入した用紙を貼付する。

## VII. 耐震劣化診断業務

## 第1章 基本事項

本業務は、枚方市上下水道局の基幹施設である磯島取水場において、東日本大震災以降の耐震動向を踏まえ、耐震性について検証を行い、不足する耐震性能の箇所や規模を特定し、今後も長期に渡って取水場の安定した機能を維持するための方策として耐震計画を策定するものである。

## 第2章 対象施設

本業務の対象施設を下記に示す。

- ・磯島取水場取水口
- ・磯島取水場沈砂池
- ・磯島取水場吸水井

## 第3章 業務内容

### 1. 耐震診断

#### (1) 想定地振動の設定

耐震診断に用いる想定地振動について、周辺の地震環境条件や国などの想定を基にして、設計地振動を選択する。

#### (2) 目標性能の設定

各対象施設については、施設によって求められる機能、許容できる損傷レベルが異なることから、各施設について目標性能を設定するとともに、その評価に応じた照査項目、照査用限界値を設定するものとする。

#### (3) 耐震計算法の設定

これまでの調査・検討結果を踏まえて、各施設の耐震計算の最適な耐震計算法と解析モデルを選定する。

#### (4) 耐震診断

対象施設に対し、「水道施設耐震工法指針・解説(財)日本水道協会」を基準とした耐震診断を行う。

### 2. 劣化診断

劣化診断については、現地劣化調査結果などを基に以下の診断を行う。

#### (1) 耐震診断に用いる構造条件等の確認

各対象施設の耐震診断に用いる構造条件（コンクリートや鉄筋の強度等）を、既往の現地劣化調査における各種材料試験の結果などを基に決定する。

#### (2) 構造物の健全性評価

現地劣化調査で確認された劣化症状について、構造物の健全性に影響を与える劣化症状を対象として、科学的に劣化メカニズム、劣化要因などを分析する。そして、その結果を踏まえて、現状での補修工事の必要性や今後の経過観察の必要性と監視項目等についてより具体的に評価する。

### 3. 補強・補修検討

これまでの耐震診断・劣化診断結果をまとめ、経済性、施工性及び水運用面への影響などを総合的に評価し、現実的に有効な耐震補強、劣化補強方法を抽出する。

### 4. 報告書のとりまとめ

一連の業務成果について報告書としてとりまとめる。

(1) 報告書（資料編含む）	A4 判（黒表紙金文字製本）	3 冊
(2) 概要版	A4 判（紙ファイル）	20 冊
(3) 成果品及び過程品	（電子データ）	

## VIII. 資料

## 第1章 準拠図書

日本工業規格（JIS）  
日本水道協会規格（JWWA）  
日本ダクタイル鉄管協会規格（JDPA）  
日本鋼管協会規格（WSP）  
電気規格調査会標準規格（JEC）  
日本電機工業会標準規格（JEM）  
日本農林規格（JAS）  
道路技術基準（国土交通省）  
道路構造令、同解説と運用（国土交通省、日本道路協会）  
水道施設設計指針（日本水道協会）  
水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）  
コンクリート標準示方書（土木学会）  
プレストレストコンクリート標準示方書（土木学会）  
水理公式集（土木学会）  
土木工学ハンドブック（土木学会）  
土木製図基準（土木学会）  
地盤工学ハンドブック（地盤工学会）  
グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（地盤工学会）  
鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）  
鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）  
建築基礎構造設計基準・同解説（日本建築学会）  
特殊コンクリート構造関係設計基準・同解説（日本建築学会）  
鋼構造設計基準（日本建築学会）  
水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）  
（公共建築協会）  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築設備計画基準  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築設備設計基準  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築工事標準詳細図  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築工事監理指針  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事監理指針  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事監理指針  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築改修工事監理指針  
空気調和・衛生工学便覧（空気調和・衛生工学会）  
内線規定（日本電気協会）  
日本電線工業会標準規格（JCS）  
工場電気設備防爆指針（厚生労働省）  
発注者の工事標準仕様書

## 第2章 枚方市環境方針

### (1) 基本理念

枚方市は大阪と京都の中間に位置し、東部に生駒山地から男山丘陵に伸びる森林等が広がり、西部は古くからの交通の要衝として、人と自然がかかわる長い歴史の中で豊かな自然と文化を育んできました。

私たちの日常生活や経済活動は、こうした身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きな影響を及ぼしており、可能な限り環境負荷を低減し、持続可能な社会を実現することが重要な課題となっています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐために、第2次枚方市環境基本計画のめざすべき環境像「みんなで作る、環境を守りはぐくむまち枚方」の実現に向けて、市民・事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

### (2) 基本方針

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 第2次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
3. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
4. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
5. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
6. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

平成25年4月1日

枚方市長 竹内 脩



## 今後の審査会のスケジュール（案）

資料 4

	選定審議会	事務局（水道部浄水課）
担任事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の選定基準に関する調査・審議</li> <li>事業者の選定に関する審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロポーザルの実施</li> <li>選定審査会の事務局</li> <li>会議資料等の作成</li> <li>その他の手続等</li> </ul>
平成 26 年 10 月	10/23 第 1 回選定審査会	プロポーザル実施要領（案）等の作成
11 月	11 月下旬 第 2 回選定審査会	実施要領（案）等の修正 実施要領等の決定
12 月		12/18 プロポーザル実施の公示
平成 27 年 1 月	1/21 第 3 回選定委員会 （第 1 次審査）	1/14 第 1 次審査提出書類受付終了 1/23 選定結果通知の送付
2 月		
3 月	※この日の答申で審査会は解散 3/20 第 4 回選定審査会 （第 2 次審査＋ヒアリング）	3/9 第 2 次審査提出書類受付終了 3/27 選定結果通知の送付・結果公表
4 月		最優秀提案者と協議・仕様書の修正 4 月下旬 契約締結

※他市の先進事例をふまえ、現時点ではこのようなスケジュールで計画しておりますが、今後、選定審査会の審議状況により変更となる場合があります。

中宮浄水場更新基本構想・基本設計プロポーザル方式による  
委託業務事業者選定審査会  
会 長 中室 克彦 様

枚方市上下水道事業管理者 西尾 和三

**中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務事業者の選定について（諮問）**

標記の件につきまして、枚方市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会条例（平成 26 年 枚方市条例第 36 号）第 2 条の規定に基づき、プロポーザル方式による中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託のプロポーザル実施要領等の作成及び設計事業者の選定について貴審査会に諮問します。